

SAFEとは？

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

現場視察

転倒予防川柳

動画



Safer Action For Employees

従業員の幸せのための安全アクションを
推進する活動体の名称です

コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

🔍 加盟メンバー検索

SAFE アワード

応募受付期間：8/26～10/25

応募受付はこちら



転倒予防川柳

2024年度の応募は
終了しました

詳細はこちら



全国労働衛生週間リーフレット裏面
「SAFEコンソーシアム」のQRコード
からポータルサイトをご覧ください。

Team Good SAFE は SAFE コンソーシアムに
加盟する企業・団体の皆さんが自由に情報を発信し、
交流するためのコミュニティです。



職場の安全と健康に関する

SAFE
出前講座

派遣料金
無料

- 事前申込制
- 様々なコースを用意
- オンライン対応可



こんなお悩みはありませんか

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生活動の進め方がわからない | <input checked="" type="checkbox"/> 労働者の心と体の健康状態が悪化している |
| <input checked="" type="checkbox"/> 転倒による労働災害が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 病気を抱える労働者も働きやすい職場にしたい |
| <input checked="" type="checkbox"/> ヒューマンエラーの事故が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> アルバイトなどで働くときに必要な安全衛生の知識を研修したい |

労働局の職員等が、安全で快適な職場づくりに役立つ情報や、安全で健康に働くために気を付けるべきポイントなどをお話します。

申込要件

- 次のいずれかに該当する事業者等
 - 1.安全衛生活動に取り組む意欲がある事業場
 - 2.学生に対し、安全衛生の知識を研修したい高校、大学、専門学校などの教育機関
- 10名以上の事業者、安全衛生担当者、学生等が集まること
- 受講者を収容できる会場、機材の準備、資料の配布が可能であること（配布資料は労働局担当者から事前送付）
- 営利目的での開催としないこと

コース例

- 労働災害事例と再発防止対策
- 安全衛生計画策定の方法
- 安全衛生教育の実施方法
- リスクアセスメントの実施方法
- 健康診断結果等を活用した健康保持増進対策の実施方法
- アルバイトで労働災害に遭わないために気を付けるべきポイント など

厚生労働省 埼玉労働局

お申込み
お問合せ

お申込みは右記二次元コードよりお申込みください▶

048-600-6206

担当：埼玉労働局労働基準部健康安全課



SAFE 出前講座

<https://forms.gle/73zf3yt4k7seSzP27>

職場の安全と健康に関する

SAFE
個別相談

相談
無料

- 事前申込制
- オンライン対応可



こんなお悩みはありませんか

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生活動の進め方がわからない | <input checked="" type="checkbox"/> 労働者の心と体の健康状態が悪化している |
| <input checked="" type="checkbox"/> 転倒による労働災害が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 病気を抱える労働者も働きやすい職場にしたい |
| <input checked="" type="checkbox"/> ヒューマンエラーの事故が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質の適切な管理方法がわからない |

埼玉労働局HPよりお申込みいただけます。
「SAFE出前講座」「SAFE個別相談」
を検索！

JISHA 中央労働災害防止協会
中災防 Japan Industrial Safety & Health Association



訪問支援 相談会 研修会

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター



訪問支援 相談窓口 セミナー

厚生労働省 埼玉労働局



補助金 各種教材 支援ツール

お申込み
お問合せ

お申込みは右記二次元コードよりお申込みください▶

048-600-6206

担当：埼玉労働局労働基準部健康安全課



SAFE 個別相談

<https://forms.gle/LAfcVunN5YWeLgbi7>

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- g **ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施**
- h **「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進**
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における**身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進**
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」

- 体調がすぐれない場合などは、無理をしないようにしましょう
- 周囲が危なくないか、確認しましょう

監修 東京大学医学部附属病院 22世紀医療センター
運動器疼痛メディカルリサーチ&マネジメント講座 特任教授
医学博士 **松平 浩**

この体操および解説書は、令和元年度厚生労働科学研究補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として制作したものです。

1 手首足首回し

手首や足首を回す動作は日常ほとんどなく、関節が硬くなっていることがあります。また、気温や湿度、あるいは長時間動かずに同じ姿勢でいたことによるむくみの影響で、感覚や動きが悪くなっている場合もあります。はじめに**準備運動**として手足の末端を適度にゆっくりと動かすことで**血行を促進**します。捻挫予防にも役立ちます。



CHECK POINT

回す足を少し後ろに引いているか

呼吸を止めずにゆっくり動かすこと

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「転倒・腰痛予防対策」のQRコード
から動画・解説書をご覧ください。

職場での腰痛を予防しましょう！ 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾患の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってまいりましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [指針]

作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による退職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。



腰痛を防ぐ

職場の 事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

令和5年3月作成

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「転倒・腰痛予防対策」のQRコード
からダウンロードしてご覧ください。

転倒予防・腰痛予防の取組

「スベッチャダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」のキャンペーンを実施中！
こちらのキャンペーンでは、西川きよしがリーダーとなって、マチカルラプリー、アインシュタイン、男性ブランコ、ぼる塾といった人気芸人が、転倒・腰痛予防の方法を分かりやすく紹介しています。



啓発動画 ダイジェスト動画（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）

腰痛に関する情報はこちらもチェック！

政策について

分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ [雇用・労働](#)

▶ [雇用](#)

▶ [人材開発](#)

▶ [労働基準](#)

▶ [雇用環境・均等](#)

▶ [非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)

▶ [労使関係](#)

▶ [労働政策全般](#)

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c **SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進**
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

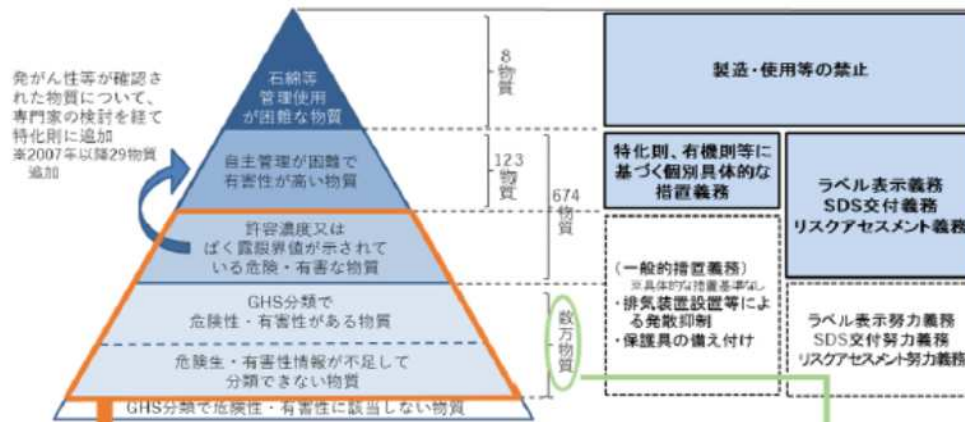
(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、
ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f **皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具**や汚染時の洗浄を含む
化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

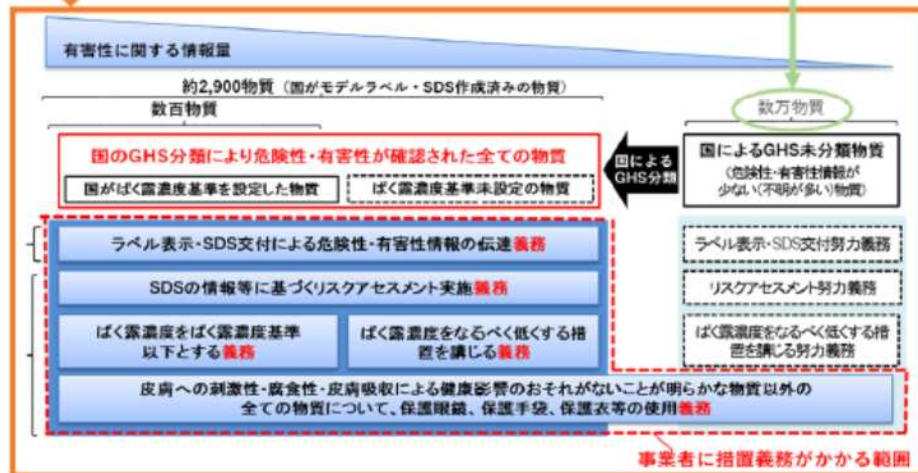
労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



無料相談窓口、
訪問支援を
ご活用ください。

事業者のみなさまへ

厚生労働省委託事業 厚生労働省

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？

050-5577-4862

職場における新たな化学物質規制等について

施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加			2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示			2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等			2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充			2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化			2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化				2024(R6).4.1施行

1 化学物質管理体系の見直し

1 - 1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和3年度の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）を安衛令別表第9に追加し、規制対象とする（対象物質の裾切り値は安衛則別表第2のとおり 1）。
- 施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS 2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。〔安衛法第57条及び法第57条の2〕

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。〔安衛法第57条の3〕

- 1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下による。
国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
複数の有害性区分を有する物質については、により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

1 化学物質管理体系の見直し

1 - 1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- ・ 今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は令和4年度以降も順次追加予定。
- ・ 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト（令和5年度追加予定分まで）としてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ラベル表示・SDS交付義務化改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし



◆労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）（2022/2/24更新）

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）ダウンロード（Excel）

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）」（クリックで開く）▲

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化した対象物質リスト（令和6年4月1日施行）です。

- ※1 Noは、このリストの中で名称順に便宜的に付与したものであり、政令番号とは異なります。なお、SDSに政令番号を記載する義務はありません。
- ※2 CAS登録番号（CAS RN®）は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS RN®が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行います。
- ※3 ラベル・SDSの種切届は、平成27年8月3日付け基安化発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等（第1回）」（リンク先は厚生労働省）の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN®	ラベル小文字の量（重量%）	SDS種切届の量（重量%）	備考
1	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1	
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1	

- ・ 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付け基安化発0111第1号）】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（年 月 日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（年 月 日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（年 月 日以降）

「年 月 日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

1 化学物質管理体系の見直し

1 - 2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1 施行

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

代替物等の使用	発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
作業の方法の改善	有効な呼吸用保護具の使用

2024(R6).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

(2) (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1 施行
(1) に係る部分)

(1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（ ）については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1 施行
(1) に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1 施行

(1) のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

1 化学物質管理体系の見直し

1 - 3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、**労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させる**こととする。

健康障害を起こすおそれの**あることが明らかな物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

努力義務

2023(R5).4.1 施行



義務

2024(R6).4.1 施行

健康障害を起こすおそれが**ないことが明らかなもの以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（ の労働者を除く）

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか ()	努力義務	義務
ないことが明らかでない ()	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質
リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質

→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質

→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



1 化学物質管理体制の見直し

1 - 8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

- (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等
- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
 - ・ 1 - 2 (1) の濃度基準値設定物質について、労働者が1 - 2 (1) の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
 - ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存することとする。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を30年間保存することとする。

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正

当該指針について、以下の改正を行う予定。（修正の可能性あり）

- ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
- ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
- ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定、数理モデル等の方法を追加する。

1 化学物質管理体制の見直し

リスクアセスメント対象物健康診断のしくみが始まります

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月1日から次のことが事業者には義務づけられます。

- リスクアセスメント対象物※¹を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

（労働安全衛生規則第577条の2第3項。以下この健診のことを「第3項健診」）

※¹ 労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質

- 国の濃度基準値※²が設定されているリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

（労働安全衛生規則第577条の2第4項。以下この健診のことを「第4項健診」）

※² 労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準

1 化学物質管理体制の見直し

令和6年4月からの化学物質に関する健康診断

特別規則等の対象物質については変更なし

②リスクアセスメント対象物（①以外）

✓ 化学物質を製造し、又は取り扱うことによって特別に事業者が実施が義務づけられる健康診断はなし。

※ リスクアセスメント対象物のうち、特別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はありません。

※ 令和6年4月現在、歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質が対象です。

②リスクアセスメント対象物（①以外）

新たな制度

✓ ばく露による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断される労働者を対象

【頻度】

医師等の意見もふまえ事業者が判断

【検査項目】

医師等が判断

<濃度基準値が設定されている物質>

✓ 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者を対象

【頻度】 速やかに1度

【検査項目】 医師等が判断

リスクアセスメント対象物にばく露される程度を最低限にしましょう

- 化学物質による健康障害を防止するためには、工学的対策、管理的対策、保護具の使用等により、ばく露そのものをなくす又は低減する措置を講じなければなりません。
- これらのばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はありません。
- これらのばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切とは言えません。

リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましょう

- 事業者は、リスクアセスメントを実施したら、ばく露による健康障害発生リスクを評価し、リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましょう。
- 過去にリスクアセスメントを実施して以降、リスクアセスメントを実施していない場合は、過去に実施したリスクアセスメントの結果に基づき、実施の要否を判断する必要があるため、労働安全衛生規則第577条の2第11項に基づく記録の作成（リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが事業者には義務づけられています。）の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和6年度内にリスクアセスメントを実施し、健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- 健診の実施の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましいです。

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

2 - 1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

リスクアセスメント対象物
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習（ ）の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

() 専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

2 - 2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として**労働者に保護具を使用させる事業場**

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者（要件は通達で示している（29頁（ 5 ）と同じ）。

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具に関する知識及び
経験を有すると認められる者
化学物質管理専門家
作業環境管理専門家
労働衛生コンサルタント
第1種衛生管理者又は
衛生工学衛生管理者
作業に応じた作業主任者
安全衛生推進者

2 - 3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1 施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、
1～4の項目は 省略可能 (R6.4.1～) 省略不可
・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう

厚生労働省では、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則と粉じん障害防止規則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための濃度の測定方法等の新たな告示*を制定しました。

改正告示は、**2024（令和6）年4月1日から施行・適用**されます。

* 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について（令和4年厚生労働省告示第341号）

第三管理区分とは

空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態

作業環境測定の流れ

これまでの規制

① 作業環境測定を実施

② 管理区分に基づいた必要な措置を実施

③ ②の措置の効果を確認するために再測定し、評価

第一管理区分・第二管理区分

新たな規制

③の結果、第三管理区分になった場合

第三管理区分

改善の可否について作業環境管理専門家の意見聴取

改善可能と判断

改善措置の実施

改善措置の効果確認

第三管理区分（改善できず）

改善困難と判断

呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底



実施手順

作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

必要な措置の流れ

前提：第三管理区分評価後の措置の結果、再度、第三管理区分と評価された作業場所がある

① 当該場所の作業環境の改善可否と可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと（有機則第28条の3の2第1項等）

改善困難

改善可能

② 当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勧奨して必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価すること（有機則第28条の3の2第2・3項等）

改善困難

改善可能

第二管理区分に改善された場合は更なる改善措置を講じるように努めること。（有機則第28条の4第1項等）

呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

③有機溶剤等の濃度の測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の選定・使用（有機則第28条の3の2第4項第1号等）

④呼吸用保護具の装着状況の確認（有機則第28条の3の2第4項第2号等）

⑤評価結果が改善するまでの間の義務（有機則第28条の3の2第5項等）

（1）6月以内ごとに1回の定期測定

（2）（1）の結果に応じた呼吸用保護具の選定・使用

（3）1年以内ごとに1回の呼吸用保護具の装着状況の確認

呼吸用保護具によるばく露防止対策の具体的な流れ

① 有機溶剤等の濃度の測定（告示第1条、第4条、第7条および第10条） → 3ページ

② 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる（告示第2条、第5条、第8条および第11条） → 5ページ

③ フィットテスト*の実施（面体を有する呼吸用保護具を使用する場合に限る）（告示第3条、第6条、第9条および第12条） → 6ページ
* 当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認を指します（以下同じ）。

④ 6月以内ごとに1回、定期に①の濃度測定を行い（原則、個人サンプリング法または個人ばく露測定。個人サンプリング法による場合は、作業環境測定と兼ねることも可能で、第三管理区分から改善した場合には、呼吸用保護具着用義務はなくなる）、その測定結果に基づき有効な呼吸用保護具を使用させる（告示第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条および第11条） → 3ページ
→ 5ページ

⑤ 1年以内ごとに1回、フィットテスト*の実施（面体を有する場合に限る）（告示第3条、第6条、第9条および第12条） → 6ページ

* 作業環境評価結果が改善するまでの間は④と⑤の繰り返し



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミ

全国労働衛生週間リーフレット裏面
「化学物質管理」のQRコードから
または、 **ケミガイド** を検索！



令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

職場で使っている「化学製品」 管理の準備すすめてますか？



30秒動画編



でも安心してね!

「ケミガイド」がご案内します

注目!!



労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業主

業 種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- (3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) **有資格者**による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、
吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する
当該設備業者等への情報提供の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における**石綿含有製品等の把握**
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます(※)



一定規模以上の工事は、施工業者(元請事業者)が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

(※) システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

令和5年**10月1日**
着工の工事から!!

- ※
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です(石綿が無い場合も報告が必要です)。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事
であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設
備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・
切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に
補修や部品交換等を行う場合を含みます。

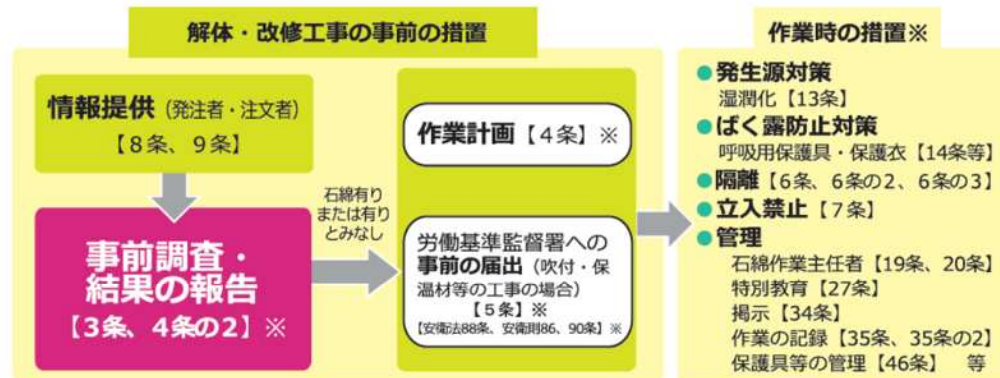
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、道音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散
防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!



石綿障害予防規則の概
要、法令改正の内容、
建築物等の解体・改修
工事を行う際に必要な
措置等の改正ポイント
や、石綿の分析に關する
マニュアルなど、事
業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた
情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用
頂く前に「利用者マ
ニュアル・詳細機能
編」を参照ください。

GビズIDについて



GビズIDトップ画面
「クイックメニュー
」をご確認ください。
ご不明点はお問
合せ先まで。

石綿による健康障害を防ぐために、みなさまにご協力をお願いします

アスベスト
石綿対策は、“みなさま”に関わる問題です。

工事の元請業者

建物のオーナー

現場の作業員

工事の発注者

工事を行う事業者

近隣の住民

「石綿総合情報ポータルサイト」
をご確認ください。

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！
～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

戸建て住宅

アスベスト含有建材の使用部位例

24 石綿含有せっこうボード

27 石綿含有壁紙

29 石綿含有ビニル床シート

国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用

建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ◆石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ◆吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出すること